

# 文教委員会議案説明資料

令和4年12月13日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第121号議案 足立区立校外施設の指定管理者の指定について……………	2
2 第130号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	9
(子ども家庭部)	
3 第131号議案 足立区立保育所の指定管理者の指定について……………	22

( 教 育 委 員 会 )

# 第 1 2 1 号 議 案 説 明 資 料

令和4年12月13日

件 名	足立区立校外施設の指定管理者の指定について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>足立区立校外施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下の事業者を指定管理者の候補者として選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p><b>1 対象施設</b></p> <p>(1) 名 称 足立区立日光林間学園</p> <p>(2) 所在地 栃木県日光市所野1543-2</p> <p>(3) 概 要 足立区立学校の児童・生徒の自然教室および一般区民の健康増進のために使用する校外施設</p> <p><b>2 指定の期間</b></p> <p>令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）</p> <p><b>3 指定管理者の候補者</b></p> <p>(1) 事業者名 東京ケータリング株式会社（代表者 鈴木 隆文）</p> <p>(2) 所在地 東京都新宿区左門町3番地1左門イレブンビル3階</p> <p><b>4 応募事業者数</b></p> <p>2事業者</p> <p><b>5 現在の指定管理者</b></p> <p>株式会社フォレスト（平成25年4月～現在）</p> <p><b>6 候補者となった理由・ポイント</b></p> <p>ほとんどの項目が、ほぼ同程度の点数であったが、一般利用者の利用率が上がるような効果的な取り組みや、自主事業などの提案が評価された。</p>

## 7 候補者となった経過

### (1) 公募

令和4年5月2日～令和4年6月23日

### (2) 財務状況調査の結果 C

#### 【税理士のコメント】

過去3年のうち、直近1期のみ営業利益、経常利益ともに黒字に好転しているが、税務申告が完了していない点に留意する。事業規模は大きく、過去3年ともに流動比率が低くないので経営の不安定要素は低いと思われる。

※ 令和3年度の確定申告は実施済みであることを事業者を確認した。

### (3) 選定審査会

#### ア 審査会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和4年4月28日	選定方法や評価項目等の確認と現地確認	
第2回	令和4年7月22日	第一次選考 (書類選考)	2事業者
第3回	令和4年8月5日	第二次選考 (プレゼンテーション・ヒアリング)	2事業者

※ 第3回は、感染拡大によりウェブにて開催した。

#### イ 委員構成 (計6名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	青山 鉄兵 【委員長】	文教大学人間科学部 人間科学科准教授
	橘 真美子	中小企業診断士
区民	大林 英夫	青少年対策弘道地区委員会会長
	山下 友美	西新井第二小学校PTA会長
学校長	桐敷 芳子	足立区立竹の塚小学校校長
区職員	森 太一	学校運営部長

#### ウ 審査項目及び審査結果

「足立区立校外施設指定管理者選定審査会選定結果集計表」  
(P5～6参照) のとおり。

	<p>(4) 労働条件審査等  選定審査会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施し、合格となった。</p> <p><b>8 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与</b></p> <p>(1) 平均勤続年数  5年</p> <p>(2) 平均給与（月額）</p> <table data-bbox="526 555 1117 694"> <tr> <td>管理職</td> <td>338,889円</td> </tr> <tr> <td>常勤</td> <td>181,932円</td> </tr> <tr> <td>パート</td> <td>1,033円（時給）</td> </tr> </table> <p><b>9 指定管理料（見積り金額）※ 令和5年度の見込金額</b></p> <table data-bbox="462 779 1444 974"> <tr> <td>① 非精算</td> <td>65,736,271円（税込）</td> </tr> <tr> <td>② 要精算（光熱水費、修繕費、補助員賄費）</td> <td>15,678,973円（税込）</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②）</td> <td>81,415,244円（税込）</td> </tr> </table> <p><b>10 添付資料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「足立区立校外施設指定管理者選定審査会選定結果集計表」（P5～6）</li> <li>② 「指定管理者の候補者の概要」（P7）</li> <li>③ 「事業計画及び収支計画の概要」（P8）</li> </ol>	管理職	338,889円	常勤	181,932円	パート	1,033円（時給）	① 非精算	65,736,271円（税込）	② 要精算（光熱水費、修繕費、補助員賄費）	15,678,973円（税込）	合計（①+②）	81,415,244円（税込）
管理職	338,889円												
常勤	181,932円												
パート	1,033円（時給）												
① 非精算	65,736,271円（税込）												
② 要精算（光熱水費、修繕費、補助員賄費）	15,678,973円（税込）												
合計（①+②）	81,415,244円（税込）												
<p>今後の方針</p>	<p>本議案が議決を得られた場合は、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和5年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。</p>												

足立区立校外施設指定管理者選定審査会選定結果集計表

選考区分		第一次選考（令和4年7月22日開催）															
評価項目	組織の安定性			運営の安定性		事業計画の内容					区内事業者への加点割合（総得点の2～5%）	ワークライフバランス推進企業への加点割合	第一次合計	第一次結果			
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)							
	事業者の本業の経営基盤が安定しているか。	宿泊施設の運営経験があり、専門的知識に優れているか。	区や第三者に損害を与えた場合に損害賠償できる能力を有しているか。	事故や災害の発生による被害を未然に防止する取組み及び発生時の対応は万全か。また、区第三者に損害を与えた場合に損害賠償できているか。	施設の維持及び十分なサービス提供のための職員の配置と人数は適切か。また、人材育成を行っているか。	管理運営経費の縮減が図られているものか。また逆に安すぎているものか。	事業計画や方針は、施設の設置目的に合致する点も、SDGsなどの社会的課題への取り組みが反映されているか。	提案内容は、サービスの質の向上が図られるものとなっているか。	提案内容は、一般利用率の向上が図られるものとなっているか。	提案内容は、自然教室の向上が図られるものとなっているか。					提案内容が有効に活用し、需要や設備点検等を見込んだうえで開館するとともに、適切な事業計画となっているか。	施設を有効に活用し、需要や設備点検等を見込んだうえで開館するとともに、適切な事業計画となっているか。	
配点	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120			1200				
小計	360			240		600											
東京ケーターリング株式会社	99	97	90	93	93	87	100	100	75	91	0	0	925	77.1%	合		
小計	286			186		453											
A	86	102	93	87	92	88	100	100	92	93	0	0	933	77.8%	合		
小計	281			179		473											

【第1次選考の結果】

得点率6割を満たした東京ケーターリング株式会社及びAが、第2次選考の対象となった。

足立区立校外施設指定管理者選定審査会選定結果集計表

選考区分		第二次選考（令和4年8月5日開催）																				第二次結果		順位		
評価項目	施設の管理運営体制	施設運営の取組方針		利用者の利便性			個人情報の取扱い		地域との関係づくり	自然教室の取組			一般利用者の取組				合計【A】	減点（上段Ⅱ率 下段Ⅱ点数【B】）		第二次選考 合計（A+B）	得点率					
		施設の維持・サービスを提供するために適切な職員体制となっているか。	建物や施設を効率的かつ適切に管理する体制が整備されているか。	防犯・防災体制が整備されているか。	利用者とのトラブルの未然防止と対処法が整備されているか。	本部の管理体制や支援体制が整備されているか。	職員の人材育成への取り組みは適切か。	利用者が施設を快適に使用できるようなサービスに関する提案があるか。	利用者の意見・要望等を集め、運営に反映させる工夫がされているか。	障がい者や高齢者、子ども等への配慮がなされているか。	個人情報の取扱ルールを定め、ルールを遵守する仕組みがあるか。	職員研修で情報管理に関する教育がなされているか。	地域や関係機関との関係を構築し、事業や施設運営に活かす内容か。	自然教室の実施に向け、効果的な取り組み・方策が提案されているか。	食育に向けた取り組み・方策は適切か。	児童のアレルギー対応、感染症対策などへの取り組みは適切か。		一般利用者の利用率が上がる効果的な取り組みが提案されているか。	一般利用者向けに、日光の自然や文化などを活用した体験活動等の独自事業が提案されているか。			一般利用者の満足度が高い賄い業務の取り組みが提案されているか。	安全安心な食事を提供するための衛生管理の取り組みは適切か。			
配点	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	240	240	240	240	240	240	240	240	<満点>	(%)	<満点>	得点率		
小計	480				240		360			240		120	720			960				3120	(点数)	3120				
(候補者) 東京ケーター リング株式会社	95	99	95	95	97	91	98	95	93	97	97	94	179	185	193	192	196	199	197				2487	2487	79.7%	1位
小計	384				188		286			194		94	557			784							2487			
A	97	96	96	95	94	88	95	96	91	92	93	97	204	192	182	187	192	194	192				2473	2473	79.3%	2位
小計	384				182		282			185		97	578			765							2473			

【第2次選考の結果】

最も得点の高かった 東京ケーターリング株式会社 が、指定管理者の候補者となった。

## 指定管理者の候補者の概要

団体名（代表者名）	東京ケータリング株式会社（代表者 鈴木 隆文）
① 主たる事業所の所在地	東京都新宿区左門町3番地1左門イレブンビル3階
② 設立年月日	昭和40年9月11日
③ 現在の資本金	5,000万円
④ 役員名簿	代表取締役 鈴木 隆文 取締役 玉澤 康一、中山 淳、山本 伊知郎 監査役 瀬在 康広
⑤ 主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外食事業・集団給食の受託業務</li> <li>・ 病院給食の受託業務</li> <li>・ 学校給食の受託業務</li> <li>・ 旅館、ホテルおよび保養所の経営</li> <li>・ ホテル、食堂経営のコンサルティング業務</li> <li>・ 建築物の設計および施工並びに工事管理業務</li> <li>・ 建築物の運営計画および総合管理業務・建築物の清掃業務</li> <li>・ 食品（水産、畜産、冷凍調理食品等）の製造、加工および販売</li> <li>・ 一般日用品の販売業務</li> <li>・ 総合警備保障業務</li> <li>・ 労働者派遣事業</li> <li>・ タバコ小売業務</li> <li>・ 自動販売機の設置および管理業務</li> <li>・ ゴルフ場の経営</li> <li>・ 飲食店の経営</li> <li>・ 漁業および遊漁船の経営</li> <li>・ 魚介類、水産品の販売</li> <li>・ 不動産の賃貸、管理、保有および運用</li> <li>・ 前各号に附帯関連する一切の業務</li> </ul>
⑥ 区内における指定管理の実績	なし
⑦ 他自治体における指定管理の実績	<p>2008年4月～2012年3月：中央区立伊豆高原荘</p> <p>2010年4月～2013年3月：北区立区民保養所はこね荘</p> <p>※ 指定管理ではなく、他自治体から受託している施設</p> <p>2012年4月～：光林荘（品川区）移動教室 年間71校受入</p> <p>2002年4月～：弓ヶ浜クラブ（杉並区）移動教室 年間35校受入</p>

## 事業計画及び収支計画の概要

### (1) 事業計画の概要

#### ア 基本方針と取り組み方法

「愛ある食空間」と「感動ある憩いの空間」を提供し、常にすべてのお客様の立場になっておもてなしをする。

#### イ 施設の維持管理・保全について

各種免許所持者による「巡回営繕」を行い、迅速な修繕を行うとともに機器の耐用年数を伸ばす。

#### ウ 区民サービス向上に向けた取り組み

四季を通じた館内イベント企画・区民限定ポイントカードの導入

#### エ 自然教室に向けた取り組み

他区より施設運営を受託し、自然教室等の受入実績があるため、ノウハウを活かすことができる。

育ち盛り子ども達の栄養バランスを考えたメニューの提供・地元の食材の提供などを行う。

#### オ 一般利用者に向けた取り組みや独自事業の提案

体験型宿泊プランや観光ツアープランなどの提供・地産地消をコンセプトにした特別料理の提供

### (2) 収支計画の概要（年度ごと 指定期間分）

	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入	指定管理料	81,415,244	80,358,490	80,543,807	80,684,579	80,859,284
	事業収入	34,982,000	35,784,250	36,210,960	37,049,772	37,514,743
	自主事業収入	3,792,000	3,904,730	4,021,659	4,142,096	4,266,351
	その他収入	0	0	0	0	0
	収入計	120,189,244	120,047,470	120,776,426	121,876,447	122,640,378
支出	人件費	49,729,312	49,774,813	50,237,393	50,704,600	51,176,478
	事業費	60,502,513	60,328,688	60,548,806	61,134,899	61,379,764
	管理費（事務費）	2,838,900	2,820,900	2,820,900	2,820,900	2,820,900
	資産取得・引当・積立資産支出等	2,145,588	2,145,588	2,145,588	2,145,588	2,145,588
	本部経費	3,866,880	3,861,634	3,888,606	3,929,307	3,957,572
	支出計	119,083,193	118,931,623	119,641,293	120,735,294	121,480,302
収支差額		1,106,051	1,115,847	1,135,133	1,141,153	1,160,076



# 第 1 3 0 号 議 案 説 明 資 料

令和4年12月13日

件 名	<b>足立区育英資金条例の一部を改正する条例</b>				
所管部課名	学校運営部学務課				
内 容	<p><b>1 改正理由</b>  足立区育英資金事業について、区民ニーズに沿った利用しやすい制度への変更を目的として、今年度、足立区育英資金検討委員会を開催し制度の見直しを行った。  ついては、その見直しに沿った事業を進めていくにあたり、足立区育英資金条例の一部を以下のとおり改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容</b>（詳細は、P 1 1～2 1・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 貸付け型奨学金の廃止に伴い、条文を削除する。</p> <p>(2) 給付型奨学金、および制度の見直しに伴い合わせて整備した助成の概要は以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 目的  経済的理由により大学、高等学校等への進学・修学が困難な者に対し、奨学資金を給付又は学資金を助成することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 給付および助成の額等</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 奨学金の給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学料、授業料および施設整備費の実費相当額の範囲内</li> <li>・ 独立行政法人日本学生支援機構の学資支給金を受けているときは、当該実費相当額から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 学資金の種類・助成額</p> <table border="1" style="margin-left: 60px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><b>奨学金返済支援助成</b></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">貸与額の2分の1の額 (上限：100万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><b>高等学校等入学準備助成</b></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一律：10万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">ウ 給付資格</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 給付型奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨学金の給付を受ける者の生計を維持する者が、申請日の3年前から引き続き足立区内に住所を有し、かつ、給付日まで引き続き足立区に住所を有すること</li> <li>・ 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み若しくは卒業後又は修了後2年以内で、初めて確認大学（※）等に入学又は進級し在学する者であること</li> </ul>	<b>奨学金返済支援助成</b>	貸与額の2分の1の額 (上限：100万円)	<b>高等学校等入学準備助成</b>	一律：10万円
<b>奨学金返済支援助成</b>	貸与額の2分の1の額 (上限：100万円)				
<b>高等学校等入学準備助成</b>	一律：10万円				

	<p>※ 財務諸表を公表する等、「大学における修学の支援に関する法律」で定める要件を満たし、文部科学省等が「給付」「授業料減免」を行うにふさわしいと確認した大学等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由により修学が困難であること</li> <li>・ 学業成績が優良（５段階評価で４．０以上）であること</li> <li>・ 奨学金返済支援助成を受けていないこと</li> </ul> <p>(イ) 奨学金返済支援助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の生計を維持する者が、申請日の６箇月前から引き続き足立区内に住所を有すること</li> <li>・ 中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を卒業又は修了後２年以内で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、正規の修業年数で卒業する者であること</li> <li>・ 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み若しくは卒業後又は修了後２年以内で、初めて確認大学等に入学又は進級した者で、かつ、当該確認大学等を正規の修業年数で卒業する者であること</li> <li>・ 学業成績が優秀（５段階評価で３．５以上）であること</li> <li>・ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金貸付又は東京都育英資金条例に基づく奨学金の貸付を受けていること</li> <li>・ この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと</li> </ul> <p>(ウ) 高等学校等入学準備助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請の日から助成を受ける日まで、引き続き足立区内に住所を有する者であること</li> <li>・ 助成申請年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程に進学することが決定していること</li> <li>・ 準要保護者の認定を受けていること</li> </ul> <p>エ 奨学金の給付期間 奨学生が在学する確認大学等の、正規の修業年限を満了するために必要な期間</p> <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 給付・助成の申請、候補者の決定</li> <li>(イ) 奨学生候補者決定の取消し</li> <li>(ウ) 給付の決定、給付額の交付</li> <li>(エ) 助成の交付決定、助成額の交付</li> <li>(オ) 給付決定・交付決定の取消し</li> <li>(カ) 給付金・助成金の返還</li> </ul> <p><b>3 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を図っていく。

足立区育英資金条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、経済的理由により</u> _____ <u>修学の困難な者</u>に対し、 _____ <u>修学上必要な学資金</u> (以下「学資金」という。)を貸し付け、及び助成することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学(法第97条の<u>大学院</u> _____ <u>を除く。)</u> _____</p> <p>(2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) _____</p> <p>(3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 _____</p> <p>(4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校 _____。ただし、法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。</p> <p>(5) <u>新設</u></p> <p>第1条の3 <u>新設</u></p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、 _____ <u>経済的理由により</u> <u>大学、高等学校等における進学又は修学が困難な者</u>に対し、<u>奨学資金</u>(以下「奨学金」という。)を給付し、又は<u>修学上必要な学資金</u>(以下「学資金」という。)を _____ <u>助成</u>することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学(法第97条に<u>規定する大学院及び法第103条に規定する大学を除く。)</u> <u>をいう。</u></p> <p>(2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) <u>をいう。</u></p> <p>(3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 <u>をいう。</u></p> <p>(4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校 <u>をいう。</u>ただし、法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。</p> <p>(5) <u>確認大学等</u> <u>大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第2条第3項に規定する確認大学等をいう。</u> <u>(給付及び助成の額等)</u></p> <p>第1条の3 <u>奨学金の給付額は、入学金、授業料及び施設整備費の実費相当額(当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額。以下「当該実費相当額等」という。)の範囲内とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2の学資</u></p>

改正前	改正後				
<p>(貸付の資格)</p> <p>第2条 <u>学資金</u>の貸付を受けることができる者は、申請をした日において、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) <u>足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>大学若しくは専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。)に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4)及び(5) <u>新設</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p>	<p><u>支給金を受けているときは、当該実費相当額等から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内とする。</u></p> <p>2 <u>学資金の助成の種類及び額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 352 2101 579"> <tr> <td data-bbox="1146 352 1624 531"><u>奨学金返済支援助成</u></td> <td data-bbox="1624 352 2101 531"><u>貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 531 1624 579"><u>高等学校等入学準備助成</u></td> <td data-bbox="1624 531 2101 579"><u>100,000円</u></td> </tr> </table> <p>(給付の資格)</p> <p>第2条 <u>奨学金</u>の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の生計を維持する者が、申請の日の3年前から足立区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで足立区内に引き続き住所を有していること。</u></p> <p>(2) <u>高等学校、高等専門学校(第3学年に限る。)、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。)を卒業後又は修了後2年以内(これらに準ずる場合を含む。)で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。))に入学又は進級をし、在学する者であること。</u></p> <p>(3) 現行のとおり</p> <p>(4) <u>学業成績が優良であると認められること。</u></p> <p>(5) <u>奨学金返済支援助成を受けていないこと。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p>	<u>奨学金返済支援助成</u>	<u>貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u>	<u>高等学校等入学準備助成</u>	<u>100,000円</u>
<u>奨学金返済支援助成</u>	<u>貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u>				
<u>高等学校等入学準備助成</u>	<u>100,000円</u>				

改正前	改正後
<p>(助成の資格)</p> <p>第3条 <u>学資金の助成を受けることができる者は、申請をした日において、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) <u>奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</u></p> <p>イ <u>大学、高等学校、高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程に入学し、又は在学すること。</u></p> <p>ウ <u>学業成績が優秀であると認められること。</u></p> <p>エ <u>前条の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）第5条の奨学金の貸付を受けていること。</u></p> <p>オ <u>アからエまでに定めるもののほか規則で定める要件</u></p> <p>(2) <u>高等学校等入学準備助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>足立区内に住所を有する者であること。</u></p> <p>イ <u>助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する見込みであること。</u></p>	<p>(助成の資格)</p> <p>第3条 <u>奨学金返済支援助成を受けることができる者は、_____、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>奨学金返済支援助成を受ける者の生計を維持する者が、申請の日の6箇月前から足立区内に引き続き住所を有していること。</u></p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（第3学年に限る。）（以下「中学校等」という。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、当該高等学校等を正規の修業年数で卒業した者であること。</u></p> <p>イ <u>高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程）に入学又は進級をした者で、かつ、当該確認大学等を正規の修業年数で卒業した者であること。</u></p>

改正前	改正後
<p>ウ <u>経済的理由により進学が困難であること。</u></p> <p>エ <u>アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件</u></p> <p>(3)～(6) <u>新設</u></p>	<p>(3) <u>学業成績が優秀であると認められること。</u></p> <p>(4) <u>独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づく奨学金の貸付を受けていること。</u></p> <p>(5) <u>この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p>
<p>2 <u>新設</u></p> <p>(貸付及び助成の金額)</p>	<p>2 <u>高等学校等入学準備助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申請の日から助成を受ける日まで足立区内に引き続き住所を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>第5条の規定に基づく高等学校等入学準備助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校等を卒業又は修了をし、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に進学することが決定していること。</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>高等学校等に進学する年の2月1日において、区長から準要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。</u></p> <p>イ <u>高等学校等に進学する年の2月2日から3月31日までの間に足立区に転入した者で区長により準要保護者の認定を受け、転入前の自治体から同種の交付を受けていないこと。</u></p> <p>(奨学金の給付期間)</p>
<p>第4条 <u>学資金の貸付及び助成の金額は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内とする。</u></p>	<p>第4条 <u>奨学金の給付期間は、奨学生がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(貸付又は助成の申請)</p> <p>第5条 <u>学資金の貸付又は助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請があつた場合は、区長は、毎年度予算の範囲内において貸付又は助成を受ける者を決定し、申請者に通知する。</u></p>	<p>(給付又は助成の申請及び候補者の決定)</p> <p>第5条 <u>奨学金の給付又は学資金の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、奨学金の給付又は学資金の助成を受ける候補者（以下「奨学生等候補者」という。）の決定を行う。</u></p>
<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 <u>学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。</u></p> <p>(1) <u>一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。</u></p> <p>(2) <u>この学資金につき他に保証していないこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p> <p>2 <u>前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き足立区内に住所を有しなければならない。</u></p>	<p>(奨学生等候補者決定の取消し)</p> <p>第6条 <u>区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。</u></p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたてることを要しないものとする。</u></p>	<p>2 <u>区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。</u></p>
<p>(貸付又は助成の停止)</p> <p>第7条 <u>区長は学資金の貸付又は助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の貸付又は助成を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2号又は第3号に定める要件を欠いたとき。</u></p>	<p>(給付の決定及び給付額の交付)</p> <p>第7条 <u>区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があつた場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、給付の決定を行う。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>学資金の貸付又は助成を受ける必要がなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>貸付又は助成の目的を達成する見込みがないと認められたとき。</u></p> <p>(償還方法)</p> <p>第8条 <u>貸し付けた学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後15年以内において年賦又は月賦で区長の定める方法に従い償還しなければならない。前条の規定により貸付を停止した場合の学資金の償還についても同様とする。</u></p>	<p>2 <u>区長は、前項の規定により給付決定を行った場合、規則で定めるところにより、決定給付額を交付する。</u></p> <p>(助成の交付決定及び助成額の交付)</p> <p>第8条 <u>区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず区長は、学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた学資金の全部又は一部について繰上げ償還を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>学資金の貸付目的以外に使用したとき。</u></p> <p>(2) <u>いつわりの申請その他不正手段によつて貸付を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>償還金の支払を怠つたとき。</u></p>	<p>2 <u>区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が第3条第2項各号の要件を満たした場合には、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。</u></p>
<p>(利息・違約金)</p> <p>第9条 <u>学資金の貸付は無利子とする。</u></p>	<p>3 <u>区長は、前2項の規定により助成の交付決定を行った場合、速やかに決定助成額を交付する。</u></p> <p>(給付決定の取消し)</p> <p>第9条 <u>第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>傷病等のために成業の見込みがないとき。</u></p>



改正前	改正後
<p>2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもつて償還期限の翌月から支払の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p>	<p>(交付決定の取消し)</p>
<p>第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。</p>	<p>第10条 区長は、奨学金返済支援助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により奨学金返済支援助成の交付決定を受けたとき。</p> <p>(3) 助成金を奨学金返済支援助成の目的以外の用途に使用したと認められるとき。</p> <p>2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により高等学校等入学準備助成の交付決定を受けたとき。</p> <p>(3) 高等学校等入学準備助成に係る高等学校等へ進学しなかったとき。</p> <p>(給付金又は助成金の返還)</p>
<p>第11条 新設</p> <p>(育英資金審議会)</p> <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>第11条 区長は、前2条の規定により奨学金の給付の決定又は学資金の助成に係る交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金又は助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>(育英資金審議会)</p> <p>第12条 奨学金の給付及び学資金の助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

改正前	改正後
<p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学資金の償還方法に関すること。</u></p> <p>(3) その他区長が必要と認める事項</p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 略 (育英資金検討委員会)</p>	<p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>奨学金の給付及び学資金の助成に係る申請者の選考審査に関すること。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) その他区長が必要と認める事項</p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 現行のとおり (育英資金検討委員会)</p>
<p>第12条 本条例に基づく<u>貸付又は助成</u>に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第13条 本条例に基づく<u>奨学金の制度</u>に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>学資金の貸付制度に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学資金の助成制度に関すること。</u></p> <p>(3) その他区長が必要と認めた事項</p> <p>3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 略 (委任)</p>	<p>2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>奨学金の給付制度及び学資金の助成制度に関すること。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) その他区長が必要と認めた事項</p> <p>3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 現行のとおり (委任)</p>
<p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付)</p>	<p>第1条 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 (奨学金返済支援助成の資格に関する特例)</p>
<p>第2条 <u>区長は、大学等で修学する者が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民</u></p>	<p>第2条 <u>足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第号）による改正前の足立区育英資金条例の規定に基づき学資金の貸付</u></p>

改正前	改正後
<p>共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(追加貸付の資格)</p>	<p>を受けた者に対する第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「独立行政法人日本学生支援機構法」とあるのは、「足立区育英資金条例の一部を改正する条例(令和4年足立区条例第 号)による改正前の足立区育英資金条例の規定による学資金の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法」とする。</p>
<p>第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる者は、追加貸付の申請時において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)の学資金の貸付を受け、かつ、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p> <p>(追加貸付の金額)</p>	<p>第3条～第9条 削除</p>
<p>第4条 追加貸付の金額は、10万円とする。</p> <p>(追加貸付の申請)</p>	
<p>第5条 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受ける者を決定し、申請者に通知する。</p> <p>(追加貸付に係る償還方法)</p>	
<p>第6条 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(追加貸付に係る利息・違約金)</p>	
<p>第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例による。</p> <p>(追加貸付に係る償還金の免除)</p>	
<p>第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した</p>	

改正前		改正後																				
<p>場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。  <u>(委任)</u>            第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。</p>		<p>付 則 (令和4年●月●日条例第●号)  <u>(施行期日)</u>            1 この条例は、公布の日 (以下「施行日」という。) から施行する。  <u>(経過措置)</u>            2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例 (以下「改正前条例」という。) の規定により学資金の貸付を受けている者に係る学資金の貸付、貸付金の償還等については、当該貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。            3 この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定 (奨学金返済支援助成に係る部分に限る。) は、施行日以後に奨学金返済支援助成の申請を行った者について適用し、施行日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。            4 この条例の施行の際現に改正前条例附則第2条の規定による追加貸付を受けている者に係る貸付金の償還等については、当該追加貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。</p>																				
<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">国立・公立学校</th> <th colspan="2">私立学校</th> </tr> <tr> <th>入学資金</th> <th>修学資金 (月額)</th> <th>入学資金</th> <th>修学資金 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学 専修学校 (専門課程)</td> <td>200,000円</td> <td>35,000円</td> <td>300,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td></td> <td>35,000円</td> <td></td> <td>45,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	国立・公立学校		私立学校		入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)	大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円	高等専門学校		35,000円		45,000円	<p>別表第1～別表第2 削除</p>	
区分	国立・公立学校		私立学校																			
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)																		
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円																		
高等専門学校		35,000円		45,000円																		

改正前					改正後
(4年次から5年次まで)					
別表第2 (第4条関係)					
奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。				
高等学校等入学準備助成	100,000円				

# 第 1 3 1 号 議 案 説 明 資 料

令和4年12月13日

件 名	足立区立保育所の指定管理者の指定について										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課										
内 容	<p><b>1 概要</b>  足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p><b>2 選定内容</b></p> <p>(1) 対象施設及び現指定管理者</p> <table border="1" data-bbox="497 757 1380 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 757 874 819">施設名</th> <th data-bbox="874 757 1380 819">現指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 819 874 887">足立区立竹の塚保育園</td> <td data-bbox="874 819 1380 887">株式会社ベネッセスタイルケア</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定の期間  令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（10年間）</p> <p>(3) 指定管理者の候補者  株式会社ベネッセスタイルケア（代表取締役 滝山 真也）  東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル</p> <p>(4) 応募事業者数  2事業者</p> <p>(5) 候補者となった理由・ポイント  保育・教育の取組みの実行性や、実地調査による評価が高かった。</p> <p>(6) 候補者となった経過</p> <p>ア 公募  令和4年5月10日～令和4年6月17日</p> <p>イ 財務状況調査結果  B「財務状況は良好である」</p> <p>ウ 選定委員会  (ア) 審査会開催状況</p> <table border="1" data-bbox="557 1675 1433 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 1675 842 1753">開催日</th> <th data-bbox="842 1675 1222 1753">審査内容</th> <th data-bbox="1222 1675 1433 1753">審査事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 1753 842 1883">令和4年8月10日</td> <td data-bbox="842 1753 1222 1883">第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）</td> <td data-bbox="1222 1753 1433 1883">2事業者</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	現指定管理者	足立区立竹の塚保育園	株式会社ベネッセスタイルケア	開催日	審査内容	審査事業者数	令和4年8月10日	第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）	2事業者
施設名	現指定管理者										
足立区立竹の塚保育園	株式会社ベネッセスタイルケア										
開催日	審査内容	審査事業者数									
令和4年8月10日	第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）	2事業者									

(イ) 委員構成 (計9名)

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	【会長】 佐々木 由美子	東京未来大学 こども心理学部教授
	大石 亜希子	千葉大学大学院 社会科学研究院教授
	富岡 麻由子	帝京科学大学 教育人間科学部准教授
	上原 敏子	公認会計士
区内団体代表	杉田 直子	足立区民生・児童委員 協議会
	下河邊 純子	足立区社会福祉協議会 福祉事業部長
区職員	中村 明慶	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長
	上遠野 葉子	子ども家庭部長

(ウ) 審査項目及び審査結果

P 2 5 ~ 2 7 「足立区立竹の塚保育園指定管理者選定結果集計表」のとおり。

(エ) 審査会からの付帯事項 (抜粋)

- ・ 一部誤りのある様式について修正し再提出すること。
- ・ 園長予定者においては「足立区教育・保育の質ガイドライン」を参照しリーダーシップを発揮して、保育施設の質及び保育者の資質向上に対し主体的に取り組むこと。

エ 労働条件審査結果

審査会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施し、合格となった。

(7) 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数	5年3月
イ 平均給与 (月額)	管理職 417,131円
	常勤 263,452円
	パート (時給) 1,504円

(8) 指定管理料 (見積り金額)

170,000千円

	<p><b>3 添付資料</b></p> <p>P 2 5 ～ 2 7 「足立区立竹の塚保育園指定管理者選定結果集計表（第一次審査、第二次審査）」</p> <p>P 2 8 「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」参考資料</p>
<p>今後の方針</p>	<p>本議案が議決を得られた際には、教育長と新指定管理者との間で協定書を締結し、令和6年4月1日から新指定管理者による管理運営業務を実施する。</p> <p>また、審査会からの付帯事項にある園長予定者の取組みについては「ガイドライン」に対する理解についてヒアリングするとともに、来年度は定期的な巡回訪問を毎月実施し、保育施設の質及び保育者の資質向上の状況を確認していく。</p>



# 足立区立竹の塚保育園指定管理者選定結果集計表(第一次審査)

令和4年8月10日実施

		配点	ベネッセ	A法人
<b>1 事業計画・保育園運営</b>		<b>960</b>	<b>674</b>	<b>630</b>
(1)保育園運営	・保育園の運営方針や保育理念が的確である。年間計画が適切である。	80	63	58
	・運営施設に対する法人本部の支援体制が整っている。	80	59	56
(2)保育課程	・年齢別に発達過程を踏まえた保育のねらいや内容の記載が適切である。	80	62	46
	・食育計画・保健計画のねらいや具体的な内容の記載が適切である。	80	61	58
	・乳児と幼児の年間指導計画のねらいや内容が適切である。	80	64	53
(3)幼児教育・保育	・足立区教育・保育の質ガイドラインを踏まえ、教育・保育の質の向上のための取組みが提案されている。	80	58	49
	・法人が考える幼児教育の取組みについての提案に具体性や工夫がある。	80	59	51
(4)地域との連携	・地域との交流及び、地域の環境や人材等の資源を活用した保育の取組みに工夫がある。	80	62	51
(5)引継ぎ保育	・募集要項の内容にそった引継ぎ期間や職員配置に工夫がある。 ・移行開設準備経費についての有効な経費の使い方の提案がある。 ※引継ぎ保育の必要がない場合(現在の運営事業者)は基準点とする。	160	96	110
(6)自治体の指導検査の結果	・指導検査の指摘事項がない。(指摘事項があった場合は、指摘事項の内容によって評価する。軽度な場合や改善があれば基準点とする。) ※指導検査を受けていない場合は基準点とする。	160	90	98
<b>2 保育サービス</b>		<b>400</b>	<b>308</b>	<b>251</b>
(1)特別保育事業	・産休明け保育・延長保育・年末保育・発達支援児保育・乳幼児すこやか相談の実施に当たって工夫がある。	80	58	51
(2)家庭への情報発信	・日常的な連絡やお知らせの情報提供を発信する目的が明確で、わかりやすい表現になるよう工夫している。	80	62	51
(3)保護者との連携	・保護者と保育園が連携して行う取組みは、子育て支援や親同士の仲間作りにつながる工夫がある。	80	58	50
(4)苦情対応の体制	・苦情対応の仕組みが的確である。	80	65	43
(5)第三者評価制度	・評価の内容から園運営が充実していることが読み取れる。 ・受審結果の活用方法が的確である。 ・第三者評価受審に対する考え方が的確である。	80	65	56
<b>3 職員管理</b>		<b>480</b>	<b>386</b>	<b>307</b>
(1)職員の採用計画、職員配置及び就業環境	・職員の新規採用については、実現可能で的確である。	160	134	103
	・職員の配置計画が適切であることに加えて、保育の質を向上するための処遇改善など、人材を確保する工夫がある。	80	64	53
(2)人材育成	・人材育成計画に基づいた方針や、社会人としての育成についての考え方が的確である。	80	62	51
	・保育士の質の向上にむけた研修の計画が的確である。	80	67	48
(3)職員の健康管理	・日々の健康チェックに努めている。 ・職員の健康増進のための工夫がある。 ・職員の健康管理や健康に関する研修が計画的に工夫されている。	80	59	52

4 危機管理		800	626	523
(1)施設整備等の安全管理、事故防止	・通常の保育の中で園児が安全に生活できるように、施設の点検、保全管理が適切である。 ・子どもの安全教育等についての計画が適切である。	80	59	50
(2)避難訓練	・災害時における職員の役割分担や共通確認すべき事項が的確である。	80	62	48
	・年間避難訓練計画において、計画にねらいや災害の種別、発生時刻、発生場所等をバランスよく工夫して設定している。	80	64	60
(3)不審者訓練	・不審者対応訓練を計画的に実施し、子どもの安全確保や不審者侵入の体制が整っている。	80	62	58
(4)事故発生時の対応、連絡体制等	・事故防止のための対策や発生時の初期対応、その後の手順が的確である。	80	62	49
(5)災害対策	・大災害時における園児の避難方法や安全確保が的確である。	80	64	50
	・保護者にむけて、園児の避難方法や連絡方法、帰宅困難時の対応についての情報提供を工夫している。	80	67	42
(6)虐待への対応	・児童虐待防止の取組みが的確である。	80	60	58
(7)個人情報保護	・個人情報取扱マニュアルが整備され、個人情報保護対策が的確である。	160	126	108
5 園児の健康管理		560	445	403
(1)医療機関との連携、園児の健康管理	・日常の健康管理や医療機関との連携で、園児の健康管理が的確である。	80	67	55
	・乳幼児突然死症候群の予防と対応についての考え方及びチェック体制が的確である。	80	63	52
(2)衛生管理	・衛生管理や感染症マニュアルの内容が的確である。	80	62	52
(3)給食	・季節感や栄養バランスを考えた献立となっている。	80	67	67
	・食育の取組みは、食材や楽しく食べることへの関心等に工夫がある。 ・延長保育で夕食が必要な園児への提供内容に工夫がある。	80	65	60
(4)食物アレルギー児への対応	・食物アレルギー児対応マニュアルに沿った対応が適切である。	160	121	117
6 経営の安定性（経費に関すること）		800	564	518
(1)安定性	・財政的なリスクが少なく、保育サービスの提供のための保育内容充実や職員体制、研修が、経費の中で実施できる。（資料：経営評価書）	320	242	236
(2)収益性	・運営能力が良好で経営能力が高い。（資料：経営評価書）	240	179	141
(3)経営効率	・効率的・効果的かつ計画的である。（資料：経営評価書）	240	143	141
<b>小 計</b>		<b>4,000</b>	<b>3,003</b>	<b>2,632</b>
7 加点項目			59	0
(1)区内事業者加点(総得点の2～5%)			0	0
(2)ワークライフバランス推進企業に認定(総得点の2%)			59	0
<b>第一次審査最終得点</b>			<b>3,062</b>	<b>2,632</b>
<b>得点割合</b>			<b>76.6%</b>	<b>65.8%</b>

第一次審査の結果、総得点の6割を満たした2事業者が、第二次審査の対象となった。

## 足立区立竹の塚保育園指定管理者選定結果集計表（第二次審査）

令和4年8月10日実施

審査項目	配点	ベネッセ	A法人
<b>1 施設運営の取組み、姿勢</b>	1,400	880	820
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育事業方針が的確で、保育環境整備や保育内容に工夫がある。</li> <li>・指定管理園の園運営に対する法人の方針が的確であり、提案に実行性がある。</li> </ul>			
<b>2 保育・教育の取組みの実行性</b>	1,400	960	940
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子どもの成長を確信して喜びを得られるための工夫があり、効果が見込まれる。</li> <li>・小学校との連携の取組みは、子どもの発達の連続性を意識している。</li> <li>・足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った保育や幼児教育の取組みについての提案に具体性がある。</li> <li>・日ごろの保育に関する幼稚園、保育所、小学校等との連携に関する考え方が適切である。</li> </ul>			
<b>3 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性</b>	2,100	1,220	1,070
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の新規採用計画及び人材確保策が実現可能であり、処遇改善等により就労環境の向上を図っている。</li> <li>・新人研修や人材育成研修による保育士の資質向上のための研修が計画的かつ適切である。</li> <li>・職場での保育実践や研修等を通じて保育の専門性を高めるとともに、共通認識を持つ工夫が適切である。</li> <li>・職員の自己評価や課題について、園長が職員指導をするしくみが適切である。</li> <li>・職員の健康管理や人事配置、ローテーションを考慮し、円滑な園運営に反映させる考えが適切である。</li> </ul>			
<b>4 危機管理対応の実行性</b>	1,400	890	820
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害発生時の対応が的確であり、提案に実効性がある。</li> <li>・虐待防止マニュアルが整備され、虐待への対応及び考え方が適切である。</li> <li>・個人情報取扱マニュアルが適切に運用され、個人情報保護対策に実効性がある。</li> <li>・食物アレルギー児対応マニュアルが整備され、医療機関と連携した対応が考えられている。</li> </ul>			
<b>5 園長予定者ヒアリング＝園長の適性或姿勢</b>	2,100	1,140	1,560
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの相談や苦情内容の論点整理をし、的確かつ誠実な対応ができる。</li> <li>・園運営に対する熱意と意欲があり、倫理観に裏付けられた人間性或専門知識をもって職員指導ができる。</li> <li>・災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。</li> </ul>			
<b>6 既存園の实地調査</b>	2,100	1,631	1,484
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育環境・保育内容・衛生管理・安全管理が適切である。</li> </ul>			
<b>合計点【A】</b>	10,500	6,721	6,694
<b>7 減点項目【B】（事故等の性質や再発防止策の実施状況）</b>	(減点割合)	-0.1%	0.0%
		-9	
<b>第二次審査最終得点【A】－【B】</b>	10,500	6,712	6,694
<b>得点率</b>		63.9%	63.8%

第二次審査の結果、最も得点の高かった「株式会社ベネッセスタイルケア」が指定管理者選定候補者となった。

「足立区立保育所の指定管理候補者の選定について」参考資料

1 指定管理者候補者の概要

<b>団体名（代表者名）</b>	株式会社ベネッセスタイルケア（代表取締役 滝山 真也）
<b>主たる事務所の所在地</b>	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル
<b>設立年月日</b>	平成15年12月1日
<b>目的</b>	1 認可保育所、認証保育所等の保育所運営事業 2 高齢者介護サービス事業 3 高齢者住宅事業 4 学童クラブ事業
<b>運営実績</b>	認可保育園・保育室 60カ所 認可外保育園・保育室 4カ所 一時保育室 1カ所 計65カ所を運営

2 保育所運営方針及び年間収支計画の概要

(1) 保育所運営方針の概要

ア ベネッセスタイルケアの保育理念

「よりよく生きる力」の基礎を育てる

イ ベネッセスタイルケアの保育方針

- ・ 子どもの「個性と人格を尊重」し、主体性を育てる
- ・ 自然な生活の営みの中で子どもが「安定感・安心感・落ち着きを持てる室内環境」をつくる
- ・ 深い信頼関係に根ざした「豊かな人とのかかわり」を重視する
- ・ 身のまわりの「社会・自然を通しての学び」を大切にする

(2) 年間収支計画の概要

		令和6年度 (運営初年度)	令和10年度 (運営5年度)
収入	指定管理委託料	170,000,000円	170,000,000円
	その他利用料収入	1,346,400円	1,346,400円
	計	171,346,400円	171,346,400円
支出	人件費	124,456,752円	124,456,752円
	事業費	25,177,013円	25,177,013円
	管理費	2,219,131円	2,219,131円
	本部経費	17,134,640円	17,134,640円
	計	168,987,536円	168,987,536円
収支差額		2,358,864円	2,358,864円